

東京都地方独立行政法人評価委員会規則

平成一七年一〇月一三日

規則第一九二号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則を公布する。

東京都地方独立行政法人評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年東京都条例第百十八号。以下「条例」という。)第七条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分科会)

第二条 条例第五条第一項の規定に基づき、委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる業務を行う地方独立行政法人に係るもの(委員長が別に定めるものに限る。)を処理することとする。

試験研究分科会	試験研究
公立大学分科会	大学及び高等専門学校の設置及び管理
高齢者医療・研究分科会	高齢者の医療及び研究

(幹事会)

第三条 前条に規定する地方独立行政法人の業務の実績に関し、委員会が行う評価(以下「評価」という。)の適正性及び公平性を確保し、かつ、評価に係る精度の向上を図るため、委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。

- 一 評価に係る指針に関する事項
- 二 評価結果に対する助言・勧告に関する事項

3 幹事会に属すべき委員は、委員長及び前条の各分科会に属する委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、委員長をもって充てる。

5 幹事長は、当該幹事会の事務を掌理する。

6 幹事長に事故があるときは、当該幹事会に属する委員(以下「幹事会委員」という。)のうちから幹事長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 幹事会委員が、事故その他やむを得ない理由により幹事会に出席できない場合は、当

該幹事会委員の属する分科会の分科会長は、当該分科会に属する他の委員を出席させることができる。

- 8 幹事会の議事は、出席した幹事会委員の過半数で決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

(庶務)

第四条 委員会の庶務は、総務局行政改革推進部行政改革課において総括し、及び処理する。ただし、試験研究分科会に係るものについては産業労働局商工部創業支援課において、公立大学分科会に係るものについては総務局首都大学支援部大学調整課、高齢者医療・研究分科会に係るものについては福祉保健局高齢社会対策部施設経営課において処理する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例(平成十七年東京都条例第百十七号)附則第二項の規定により委員会の委員となった者は、公立大学分科会に属すべき委員となるものとする。

附 則(平成一八年規則第六〇号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第二百三号)

この規則は、公布の日から施行する。